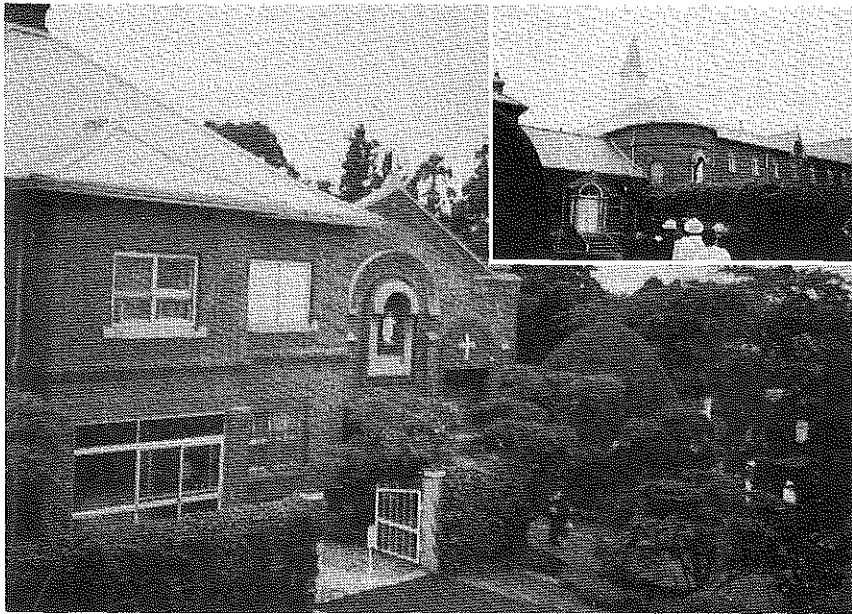


行政ほっかいどう '88,9



函館トラピスチヌ (苫小牧支部 酒井 清蔵撮影)

目次

| | |
|--|------------------------|
| 不動産・商業登記法の一部改正について..... 2 | 支部のうごき..... 13 |
| 株式会社に関する規則の一部改正について..... 4 | ごせい去..... 13 |
| 建設業法にもとづく指定経営状況分析機関の 指定について..... 6 | 本会の主要行事..... 14 |
| 指名願の内容が変わります..... 7 | 綱紀委員長の異動について..... 14 |
| 建設業関係「報酬額の運用要領」の一部追加 補正について..... 10 | 日高支部事務所の移転..... 15 |
| 戸籍謄本・住民票写し等の職務上請求書 について..... 11 | 事務局より会費納入について..... 15 |
| 63年度支部定時総会開催状況..... 12 | 会報表紙用写真の提供について..... 15 |
| | 表紙の説明..... 15 |
| | ことわざ辞典..... 16 |
| | 編集後記..... 16 |

不動産登記法 商業登記法の一部改正について

企 画 部

本年6月11日付法律第81号をもって、登記事務の電子情報処理組織化等にもない所用の改正が行なわれました。改正された主な事項は次のとおりです。

◇不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律（法律第81号）（法務省）

一 不動産登記法の一部改正

1 電子情報処理組織による登記

(一) 電子情報処理組織による事務の取扱い
法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、登記事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができるとし、この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製することとした。(第151条ノ2関係)

(二) 登記情報の公開方法

(1) 何人でも、手数料を納付して、(一)の登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求し、又は、手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができることとした。(第151条ノ3第1項関係)

(2) 指定登記所中別に法務大臣の指定する甲登記所の管轄に属する不動産についての登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する乙登記所においてもすることができることとした。(第151

条ノ3第2項関係)

(3) 何人でも、手数料を納付して、(一)の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができることとした。(第151条ノ3第5項関係)

(4) (1)及び(3)の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとした。(第151条ノ3第6項関係)

(三) 登記事項証明書の効力

登記事項証明書は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすこととした。(第151条ノ4関係)

(四) 登記簿の再製

(一)の登記簿に記録された事項が過多となり取扱いが不便となるに至つたときは、現に効力を有する登記その他の登記を新登記簿の登記記録に移すことができることとし、この場合においては、前登記簿の登記記録を閉鎖することとした。(第151条ノ5関係)

(五) アラビア数字の使用

登記事項証明書その他電子情報処理組織によって作成すべき書面に金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するには、アラビア数字を用いるこ

とができることとした。(第151条ノ6関係)

(六) 共同担保目録の作成

登記官は、申請書に共同担保目録を添付して登記の申請があった場合において、電子情報処理組織によって登記をするときは、その共同担保目録に掲げた不動産に関する権利の表示をした共同担保目録を作成することができることとした。(第151条ノ7関係)

2 登記簿に記載されている事項等の証明の制度及び提出された不動産の目録を用いてする謄抄本の作成の制度の廃止

(一) 登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明の制度を廃止することとした。(第21条及び第24条ノ2関係)

(二) 登記簿の謄本又は抄本の交付を請求する者が提出した不動産の目録を用いて謄本又は抄本を作成することができる制度を廃止することとした。(第21条ノ2及び第24条ノ2関係)

3 閉鎖登記用紙の保存期間の延長

閉鎖した登記用紙は、閉鎖の日から30年間(土地の登記用紙については50年間)保存することとした。(第24条ノ2第2項関係)

4 担保権に関する登記の抹消手続の特例

先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消の登記権利者は、登記義務者の行方が知れず、かつ、債権の弁済期から20年を経過したときは、申請書にその期間経過後に債務の全部を供託したことを証する書面を添付して、単独で、その登記の抹消を申請することができることとした。(第142条第3項後段関係)

二 商業登記法の一部改正

1 電子情報処理組織による登記

(一) 電子情報処理組織による事務の取扱い

法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、登記事務の全部又は一部を電子情報処理組織を用いて取り扱うことができることとし、この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって調製することとした。(第113条の2関係)

(二) 登記情報の公開方法

(1) 何人でも、手数料を納付して、(一)の登記簿に記載されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができることとした。(第113条の3関係)

(2) 何人でも、手数料を納付して、(一)の登記簿に記載されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求し、又は手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができることとした。(第113条の4第1項関係)

(3) 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記載されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができることとした。(第113条の4第2項関係)

(4) 登記事項証明書は、民事訴訟法、非訟事件手続法その他法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなすこととした。(第113条の4第5項関係)

(5) (1)及び(2)の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとした。(第113条の

5 第1項関係)

(三) 支店所在地における登記

- (1) 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記を申請する場合において、当該支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、その登記の申請は、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができることとした。(第113条の6第1項関係)
- (2) (1)の登記の申請と本店における登記の申請とは同時にしなければならないこととした。(第113条の6第3項関係)
- (3) (1)による登記の申請については、添付書面を要しないこととした。(第113条の6第4項関係)
- (4) (1)の登記の申請は、手数料を納付してすることとした。(第113条の6第5項関係)
- (5) (4)の手数料の額は、物価の状況、(7)の通知に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとした。(第113条の6第6項関係)
- (6) 本店の所在地を管轄する登記所においては、支店の所在地においてする登記の申請につき第24条各号に掲げる事由があるとき又は(4)の手数料

を納付しないときは、その登記の申請を却下しなければならないこととした。(第113条の7第1項関係)

- (7) 本店の所在地を管轄する登記所においては、(6)により却下する場合を除き、本店における登記をしたときは、遅滞なく、登記の申請があった旨等を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならないこととした。(第113条の7第2項及び第3項関係)
- (8) (7)の通知があったときは、支店の所在地を管轄する登記官が登記の申請書を受け取ったものとみなすこととした。(第113条の7第4項関係)

2 登記簿の閲覧の有料化

商業登記簿の閲覧は、手数料を納付してすることとした。(第10条及び第13条関係)

三 施行期日等

1. この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとした。ただし、一の1のロの(2)、同1の四、同1の六、二の1の(一)並びに同1のロの(1)、(2)、(4)及び(5)に係る部分は公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から、二の1のロの(3)、同1の三及び同2に係る部分は公布の日から起算して2年を超えない範囲内の日から施行することとした。(附則第1条関係)
- 2 不動産登記法及び商業登記法の改正に伴う他の法律の改正等所要の措置を講ずることとした。(附則第2条から第11条関係)

株式会社 **貸借対照表
損益計算書
営業報告書
附属明細書** に関する規則の一部改正について

企画部

このことについて、昭和63年6月20日付法務省令第30号をもって公布され、昭和64年1月1日から施行されます。改正内容は下記のとおりです。

記

省 令

○法務省令第30号

商法中改正法律施行法（昭和13年法律第73号）第49条及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第16条第3項において準用する同法第13条第4項の規定に基づき、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和63年6月20日

法務大臣 林田悠紀夫

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則の一部を改正する省令

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（昭和38年法務省令第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。

第15条中「減価償却額」を「減価償却累計額」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（リースにより使用する固定資産）

第18条の2 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

（所有権が留保された固定資産）

第18条の3 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。第23条に次のただし書を加える。

ただし、その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。

第35条の2を第35条の3とし、第35条の次に次の一条を加える。

（新株引受権附社債による新株引受権）

第35条の2 新株引受権附社債による新株引受権は、注記しなければならない。

第40条第1項中「営業取引」を「取引」に改め、「総額は」の下に、「営業取引によるものとそれ以外のものとを区分して」を加え、同条第2項中「営業取引」を「取引」に改める。

第45条第1項第3号中「企業結合の状況」の下に「（その経過及び成果を含む。）」を加え、同項第7号中「出資の状況」の下に「（出資の比率を含む。）」を加える。

第47条第1項第6号中「減価償却引当金以外の」を削る。

第48条第1項第1号の次に次の1号を加える。

1の2 リース契約により使用する固定資産及び割賦販売等により購入した固定資産でその所有権が売主に留保されているものの明細

第48条第1項第3号中「営業取引」を「取引」に改め、同条第4項中「第1項第2号又は第3号」を「第1項第1号の2から第3号まで」に改める。

第49条中「減価償却額」を「減価償却累計額」に、「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第51条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、昭和64年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に関して作成すべき貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書の記載方法並びに公告すべき貸借対照表及び損益計算書の要旨の記載方法に関しては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

建設業法第27条の24第1項にもとづく 指定経営状況分析機関の指定について

業務研修部

このことについて、次のとおり指定告示されたので、お知らせします。

○建設省告示第1474号

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の24第1項の規定により指定経営状況分析機関の指定をしたので、同条第4項において準用する同法第27条の4第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和63年6月28日

建設大臣 越智 伊平

- 1 指定経営状況分析機関の名称及び主たる事務所の所在地 財団法人建設業情報管理センター
東京都中央区新川1丁目17番25号
- 2 指定経営状況分析機関の指定をした日
昭和63年6月28日

建設業許可申請書等を提出する際の支庁建設指導課 の窓口取扱いの調整について

業務研修部

このことについては、昨年会報第160号（"87.5）をもってお願いしたところですが、この度、再度、道土木部管理課から緊急を要する場合を除き協力方要請があったので、お知らせします。

記

各支庁建設指導課の窓口業務

◎取扱い曜日及び時間

○月曜日から金曜日まで 9時から16時

○土曜日 極力申請書の提出は、遠慮願います。

改訂13版 建設業法令通達集（定価1,900円送料300円）

- ◇ 改正後の建設業法関係法令及び通達を網羅した最新版が出ました。
- ◇ 右記書店へ直接お申込みください。



株式会社大成出版社

札幌営業所

〒062 札幌市豊平区平岸2条12丁目1 第2川崎ビル

電話 (011)812-1999 F A X (011)814-5150

本社 〒156 東京都世田谷区瀬根木1-7-11 電話 (03)321-4131(代)
営業所 仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

《入札参加資格審査申請書（指名願）を提出される皆様へ》

指名願の内容が変わります

業務研修部

道庁では昭和64年度に北海道が発注する、建設工事及び設計等の競争入札参加資格審査申請（指名願）の手続きの時期及び方法等について、次のように改めることを検討しています。

第1 資格審査の基準日

- 1 建設工事 … 昭和63年10月1日
- 2 設計等 … 昭和64年 1月1日

☆ 建設工事については、建設業法の改正により経営事項審査（経審）の基準日が10月1日となったので、資格審査の基準日もこれに合わせることとなります。しかし、設計等については、従前と同様に1月1日とします。

第2 資格審査の受付期間

- 1 第1回 … 昭和64年1月17日（火）から1月26日（木）まで
- 2 第2回 … 昭和64年2月 6日（月）から2月15日（水）まで

☆ 申請はあくまでも1回限りです。したがって、第1回に申請して第2回で追加申請をすることはできませんので、希望する種別や希望する土現・支庁等をよく考慮して申請してください。

また、申請件数が非常に多く、特に受付期間の終わりは窓口の混雑が予想されますので、できるだけ早めに申請をしてください。

（支庁では、この期間内に別途区分して日程を定め、受付ける場合があります。）

第3 資 格 要 件 等

1 建設工事の場合

- (1) 許 可 … 「建設業法による許可を受けていること」が必要です。
- (2) 営業年数 … 許可を受けてから「引き続き2年以上その事業を営んでいること」が必要です。ただし、昭和61年10月から12月までに許可を受け、引き続きその事業を営んでいる場合は、昭和64年に限り申請を受付けます。
- (3) 経 審 … 建設業法により「建設大臣又は都道府県知事の行う経審を受けていること」が必要です。また、申請書には経審結果通知書の添付を必要としますので、経審の手続きを早めに行ってください。
- (4) 完 工 高 … 経審において「工事種別に対応する完成工事高があること」が必要です。ただし、昭和62年度及び昭和63年度に有資格者となっている場合は、昭和64年度に限り申請を受付けます。

☆ 今回の法令の改正で、指名願を提出するには、必ず工事種別に対応する「経審」を受けていなければなりません。また、建設工事は年々その内容の大型化、複雑化が進んできており、特に、公共性のある施設や工作物に関する建設工事の競争入札参加者は、資力・信用、技術・施工能力等「技術と経営に優れた建設業者」であることが求められています。

このようなことから、完成工事高を資格要件に加えて、より優良かつ適格な建設業者の参加を期待しています。

2 協同組合等の場合

建設工事を希望する協同組合、企業組合及び協業組合（「協同組合等」という。）については、「基本的には建設工事の資格要件を満たしていること」が必要です。

ただし、通産局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けている者（「官公需適格組合」という。）については、営業年数は必要ありません。

3 設計等の場合

- (1) 登 録 … 測量を希望する者は「測量法による測量業者の登録」、また、建築設計（建築設備のみの設計を業とする者は除く。）を希望する者は建築士法による「一級又は二級建築士事務所の登録」を受けていることが必要です。
- (2) 営業年数 … 現在は「引き続き1年以上その事業を営んでいること」を必要としていますが、今後、これを「引き続き2年以上その事業を営んでいること」に改めることを検討しています。
- (3) 事業高 … 「希望する種別に対応する事業高があること」が必要です。
- (4) 資本金又は従業員数
「資本金100万円以上又は従業員3人以上であること」が必要です。ただし、昭和62年度及び昭和63年度に有資格者となっている場合は、昭和64年度に限り申請を受付けます。

☆ 設計等の業務は、建設関連業として建設工事の基礎的分野を担当し、その成果品等はますます精度の高いものが求められています。また、これらの業務内容は年々複雑かつ多岐に亘り、発注規模も増大傾向にあるので、施設や設備等も一定の規模が要求されています。

このように、委託業務の高度化が進む中で、資力・信用、施工能力及び経験要素等を重視する観点から「営業年数」、「事業高」及び「資本金」の資格要件の変更を検討しています。

第4 資格審査の再申請

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をすることになります。

- 1 競争入札参加資格者の営業が相続、合併及び譲渡により移転され又は競争入札参加資格者が、協同組合等を設立した場合。
- 2 協同組合等である競争入札参加資格者が、その構成員を変更した場合。

第5 手引書及び説明会

1 手引書

競争入札参加資格申請（指名願）のための手引書及び申請用紙は、10月下旬に発行する予定です。詳細の説明及び記載方法等については、この手引書に従ってください。

2 説明会

競争入札参加資格申請（指名願）についての説明会を、11月中旬から12月にかけて全道各地で開催する予定です。

建設業経営審査申請及び経営状況分析申請書の記名押印箇所の指定について

業務研修部

昨年6月法律第69号をもって建設業法の一部改正が行われ（昭和63年6月6日施行）、引続いて本年に至り、同施行令、同施行規則が交布され、これにもとづき今回から標記申請書を提出することになりました。この申請書に記載する行政書士の「記名押印する箇所」について道土木部管理課に協議したところ下記のとおり決定され

ましたのでお知らせします。

記

○経営事項審査申請書 } 右下欄外とする
○経営状況分析申請書 }

注 経営状況分析申請書については、
(財)建設業情報管理センターも了承済であることを申添えます。

建設業関係「報酬額の運用要領」の一部追加補正について

企画部

この度の建設業関係法令の一部改正にと
もない、新たに、「経営事項審査」及び「経

営状況分析」が加えられたことにより、そ
れぞれ申請書を道（支庁建設指導課）及び

建設業情報管理センターに申請をすることになったため、これ等についての報酬額の運用要領の追加補正を致しましたのでお手元にある「報酬額の運用要領」の19頁を差し替えて御活用願います。(注、会報と一緒に送付しました。)

なお、「指名願」についても、建設業関係

については、経営審査を受けていないものは、受理されないこととなります。運用要領の20頁に掲げてある「8・道・市町村関係建設工事入札参加資格審査申請書」については10月下旬に道が作成する手引書により検討しなければならない場合も予想されることを申添えます。

留 意 事 項

戸籍謄本、住民票写し等職務上請求書の取り扱いについて

総 務 部

行政書士がその職務を遂行するために「戸籍謄本及び住民票写し等」を請求するに当たっては、不正防止のため、本会で作成した「戸籍謄本、住民票写し等職務上請求書」(以下「統一用紙」という)を使用させていただくこととし、現在に至っております。

これは、法務省・自治省及び日行連の指導によるものでありますが、日行連から最近ある行政書士会において一会員に対し何十冊もの統一用紙を頒布し、これをこの会員が乱用しているとの報告があったことに鑑み、今後、この取扱いについては、次のような措置をとることにしましたので御了承下さい。

1 本会のとる措置

① 「統一用紙」(1冊50部綴り)の有償

頒布は、一人一回につき5冊以内とします。

② 会員自身又は、届出のあった補助者以外の方には、有償頒布いたしません。

2 会員へのお願い

① 「統一用紙」を使用して戸籍謄本又は住民票写し等を請求する際は、必ず使用目的を記載して下さい。

② 受託事件に関して、「統一用紙」を使用した場合は、その旨を行政書士法第9条による帳簿(事件簿)若しくは統一用紙控に記録し必ず2年間は保存して下さい。

③ 戸籍法並びに住居基本台帳法の精神を尊重され、疑いを受けることのないよう取扱いには十分注意して下さい。

昭和63年度支部定時総会開催状況

総務部

各支部は次のとおり支部総会を開催し、63年度事業を推進しています。

| 支部名 | 開催年月日 | 開催場所 | 役員改選による支部長の異動 | 出席人員 |
|-----|-----------|--------------------|---------------|-----------------|
| 札幌 | 63. 5. 10 | ホテル アカシヤ | なし | 366名 (297) |
| 函館 | 63. 4. 23 | 函館市 湯元 啄木亭 | なし | 55 (一) |
| 小樽 | 63. 5. 14 | 小樽市 ニュー三幸 | なし | 59 (39) |
| 空知 | 63. 6. 5 | 岩見沢市 ホテル サンプラザー | なし | 86 (49) |
| 旭川 | 63. 5. 22 | 旭川市 大雪会館会議室 | 古屋 福治(再) | 94 (55) |
| 留萌 | 63. 6. 29 | 留萌市 消費生活センター | なし | 17 (6) |
| 宗谷 | 63. 5. 14 | 稚内市 ホテル 宗谷 | 川村 大陸(再) | 11 (4) |
| 網走 | 63. 6. 25 | 北見市 ビッツアークホテル | なし | 代議員 18 |
| 室蘭 | 63. 5. 14 | 室蘭市 大将 | なし | 22 (17) |
| 苫小牧 | 63. 5. 19 | 苫小牧市 ホテル ニュー王子 | なし | 36 (17) |
| 日高 | 63. 5. 7 | 新冠町 ホテル トド岩 | 進藤 良次(再) | 11 (5) |
| 十勝 | 63. 5. 20 | 帯広市 ホテル 若松 | 堀口 登志雄(再) | 97 (58) |
| 釧路 | 63. 6. 25 | 釧路市 栄町会館 | 遠藤 昇(再) | 43 (25) |
| 根室 | 63. 6. 18 | 中標津町 中標津保養所 | なし | 12 (2) |

(注) 出席人員の () 内は、委任状による出席者数を示す。

＝ 支 部 の う ご き ＝

支部研修会開催状況

注 () は通知人員

| 支部 | 月日 | 場 所 | 研 修 科 目 | 講 師 | 受 講 者 数 | 研 修 種 別 |
|----|------------|-----------------|--------------------|---|---------------|------------|
| 札幌 | 63 6/18 | 教育文化会館 大研修室 | 建設業許可申請と決算報告書の作成 | 石狩支庁建設指導課 審査係長 山口 敏夫 主 事 山本みどり " 近藤 久史 | 127名 (583) | 一般 |
| " | 7/27 | 同 上 | 相続と遺言 | 弁 護 士 諏訪 裕滋 | 83 (584) | " |
| 函館 | 6/28 | 五島軒駅前 | 相続と遺言 | 公 証 人 橋立賢太郎 | 33 (152) | " |
| 小樽 | 6/25 | 小樽ビジネス アカデミー | ワープロ操作 | 本会監事 野坂 房市 | 12 (70) | " |
| " | 7/30 | KKロアール 会議室 | 賃貸契約書作成 | 公 証 人 葛井 義雄 | 13 (69) | " |
| " | 8/23 | 倶知安町小倉家 | 建設業許可申請及び 決算報告 | 支部理事 大野 勝利 | 24 (69) | " |
| 旭川 | 8/22 | 旭川市 神楽福祉センター | 医療法人設立の解説 | 支部会員 渡辺 敬愛 | 14 (137) | " |
| 宗谷 | 8/25 | 稚内市 道北産経会館 | 雇用安定のための 職場適用訓練 | 宗谷支庁商工労働課 主 事 高村 宏 | 7 (12) | " |
| 室蘭 | 7/9 | プラザホテル | 告訴・告発 | 副支部長 柴田 政夫 | 10 (55) | " |
| " | 8/11 | " | 行政書士の心構えと 業務一般 | 支 部 長 村上 清 副支部長 柴田 政夫 | 3 (4) | 新入会 員研修 |
| 釧路 | 8/27 | 釧路市 厚生年金福祉会館 | 民法・戸籍法・家事審判法 | 釧路法務局 戸籍課長 足立 一男 | 16 (61) | 一般 |

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

| 支 部 名 | 会員番号 | 氏 名 | 死亡年月日 |
|----------------|-------|-----------|---------|
| 札 幌 (札幌市以外) | 2,223 | 志 和 正 様 | 63.5.13 |
| (") | 332 | 青 山 繁 信 様 | 63.7.2 |
| 十 勝 | 299 | 高 橋 直 義 様 | 63.8.9 |
| 網 走 | 2,497 | 堀 内 慶 一 様 | 63.8.30 |
| 十 勝 | 376 | 渡 辺 昭 様 | 63.9.12 |

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

| 月 日 | 行 事 名 | 時 間 | 開 催 場 所 |
|-----------------|--------------------|-------------------------------------|---|
| 7 / 20 | 総務部・登録調査委員会合同会議 | 13 : 00 ~ 17 : 00 | 本会会議室 |
| "/ 21 | 経理事務打合せ | 13 : 00 ~ 17 : 00 | " |
| "/ 26 | 支部長協議会 | 13 : 00 ~ 15 : 30 | ホテル新定山溪 |
| "/ " | 第3回常任理事会 | 13 : 00 ~ 15 : 30 | " |
| "/ " | 第2回支部長会 | 15 : 30 ~ 17 : 00 | " |
| "/ 27 | " | 9 : 30 ~ 12 : 00 | " |
| 8 / 4 | 第2回業務研修部会 | 10 : 00 ~ 17 : 00 | 本会会議室 |
| "/ 19 | 監察強調月間に伴う関係団体協力要請 | 13 : 00 ~ 16 : 00 | 協力要請団体 道商工会議所連合会 道商工会連合会 道食品衛生協会 道商工団体連合会 |
| "/ 30 | 建設業情報管理センターとの事務打合せ | 16 : 00 ~ 17 : 00 | 建設業情報管理センター |
| "/ " | 登録調査委員会 | 16 : 00 ~ 17 : 00 | 本会会議室 |
| 9 / { 6 7 | 全国監察担当者会議 | 9/6 13:00~17:00 9/7 10:00~12:00 | 日行連地下会議室 |
| "/ { 9 10 | 建設業関係報酬額運用要領検討会 | 9/9 10:00~17:00 9/10 10:00~13:00 | 本会会議室 |
| "/ 10 | 函館支部専門者交流 | 13 : 00 ~ 20 : 00 | 駅前拓銀ビル「五島軒」 |

— お 知 ら せ —

○ 綱紀委員長の異動について

綱紀委員長として大変ご活躍されました佐々木四郎殿には、このたび辞任され、昭和63年9月21日開催の第2回綱紀委員会において、宇野雄一郎委員が委員長に選任されました。

日高支部の

事務所が移転しました

日高支部長の進藤良次先生の事務所が、
本年8月29日付をもって移転されました。

これにともない日高支部の事務所も下記
のとおり変更になりました。

(新) 静内郡静内町御幸町4丁目
2番38号
進藤良次行政書士事務所内

(旧) 静内郡静内町青柳町4丁目
59番地の2
進藤良次行政書士事務所内

会報「行政ほっかいどう」の 表紙用写真(カラー・白黒を問わず) の提供についてのお願い

今や行政書士会は、流動期を迎えており、
我が会も然り私ども編集部員は、一同これ
に対応すべく、会員皆様に愛される会報づ
くり全力投球いたしております。

つきましては、本号より「ふるさと紀行」
として各支部周辺の名所、古跡、観光地等
の紹介コーナーを設けたいと企画いたして
おりますので、皆様方のご協力をお願い致
します。

本月号には、函館市内女子修道院(トラ
ピスチヌ)を表紙に使用させて頂きました。
(会報編集担当)

表紙の説明

トラピスチヌは、函館市内湯の川温泉街
東北約3キロ程の高台にある清楚な女子修
道院、赤レンガ造りの異国情緒あふれる洋
風建物と周辺の牧歌的環境がよく似合う。
院内では自営自活のための祈りと農耕の日
々を送っているとのこと、特に院内で生産
されるバターやバター飴、それにクッキー
は観光みやげ品としても全国的に知られて
おります。

(撮影者)

— お 願 い —

会費納入について

昭和63年度第2期分(7~9月分)の納
入期日が過ぎております。未納の方は至急
納入されますようお願い致します。

なお、第3期分の納入期日(10~12月)
は10月末日までとなっております。事務整
理の都合もありますので期日までに納入さ
れますようお願い致します。



ことわざ辞典

「川越して宿をとれ」

川止めにあってしまうと旅が遅れるので、川を目前にしたら、とにかく渡ってしまってから宿をとれ。
困難を目前にしたときに、後廻しにしてはかえって難儀するかもしれない。後廻しにしてはいけないというたとえ。

編集後記

8月末全道を襲った大雨は、各地で家屋の浸水、あるいは農地の流出など大きな被害をもたらしました。被災地の会員の中には、住宅や事務所が水に漬るなどの被害を受けられた方もいらっしゃると思います。

復旧までには、まだ相当の日数がかかると思いますが、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

又、早々に被災地の留萌支部長の捻金昭二先生と空知支部長の新川司先生より、大変ご丁寧な見舞の返礼を頂戴いたしております。

最後になり恐縮いたしますが、重ねてお見舞を申し上げるとともに、会員皆様のお元気な姿でのご活躍をご期待申し上げます。

(会報編集担当者一同)

日政連北海道支部だより

◎ 幹事長の異動について

日政連道支部発足以来、政連活動に大変ご活躍されました幹事長佐々木四郎殿には、このたび辞任され、次期幹事会までの間、後平副支部長が幹事長事務取扱をすることになりました。

◎ 会費納入についてのお願い

ご存知のように本支部は、北海道行政書士会の会員をもって組織されています(支部規則第5条第1号)行政書士の皆さん全員が是非政連会費の納入をお願い致します。

年会費 3,000円

振替貯金口座 小樽4-24241

※ 振替用紙は政連北海道第8号(63.7.25日発行)に同封致しましたのでご利用下さい。

'88.9 第168号 昭和63年9月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TFL 代表(011)221-1221
郵便番号 060

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋相互銀行本店(普 0742651)
北海道相互銀行本店(普 389444)
振替口座 小樽3-8224番